

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日に会社Aの期間従業員として採用され、平成○年○月○日に同社の分社化に伴い、B県C市所在のD製作所（以下「会社」という。）に継続雇用され、平成○年○月○日には正社員となり、勤務していた。

請求人は、平成○年○月頃より会社上司からセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受けていたことから、平成○年○月○日午前中、会社の企業ホットラインに告発したが、その後体調不良となり、同日、Eクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、会社上司からのセクハラにより精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成○年○月○日付けF医師の意見書によると、要旨、「請求人に発病した精神障害は、ICD-10診断ガイドラインのF32うつ病（以下「本件疾病」という。）である。」としており、発病時期については「請求人に精神疾患にかかる受診歴がないのであれば、Eクリニックに受診した平成○年○月○日とするのが妥当と考える。」と述べており、本件の経緯及びG医師の意見書等から、審査官と同様、当審査会もこれを妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関して、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙のとおり。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務に関する出来事として、請求人らの主張等も踏まえその心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 本件に、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見当たらない。

イ 請求人らが主張する具体的出来事

請求人らが主張する具体的出来事について、上記認定基準の別表1に当てはめると次のとおりである。

(ア) セクハラを受けた。

請求人らが主張する「セクハラを受けた」との出来事は、発病前6か月以前から継続的に行われていたとしていることから、まずは同行為が開始された時期から評価することが妥当であるので、以下検討する。

(a) 請求人は、平成○年○月から平成○年○月までの間、複数回にわたり上司であるHに車やホテルで関係を強要されたことを主張する。この点、Hはその聴取書において、平成○年○月の請求人が主張する出来事については覚えていないとしているも、その他請求人との関係については概ね事実を認めている。しかしながら、Hは請求人との関係について「業務とは関係ない」「プライベートのこと」であって、請求人の意に反したものでなかった旨主張している。その根拠としてHは、「今日、話があると言われて、待ち合わせ場所に車二台で行くのですから、嫌であれば来なければいいだけのことであって、後ろから付いてこなければいいのであって（中略）いっしょに行けばそういう関係になると分かって付いて来るのですから」と述べている。このことについて請求人は「夫の今後の事を考えると、辞められず、自分が我慢すればいいのかと思いなおしました。」「Hさんの言うとおりにしていなければ、仕事ができなくなる、夫婦で働いているので、言うことを聞くしかないと思い込んでいました。」と述べ、合意の上の関係ではないことを主張している。

なお、請求人は、平成○年○月○日にI県J市に業務出張をした折にも、前日からHとホテルに宿泊し、関係を結んだが、これは自分の部屋でHから強要されたものであると主張する。

(b) 上記(a)のとおり、Hは請求人との関係を「お互いが同意した不倫関係」と主張するのに対し、請求人は上記のとおり主張するものであり、両人の主張には大きな違いが認められる。この点、確認できる事実としては、いずれにしても請求人の主張しているHとの関係等の事実は、すべて就業外の行為として行われたものであり、お互いがプライベートな時間に、自らの意思で二人だけで待ち合わせ場所へ向かい、食事をしたり、一緒に買い物をしていたものであるという事情に照らすと、当審査会としても、両人の関係は私的な男女の関係と考えるのが妥当であり、「職場におけるセクハラ」に当たるとみることはできず、したがって、

業務による出来事としてみることはできないものと判断する。

- (c) 次に、発病前6か月間についての請求人とHとの関係について検討・評価すると、請求人は、平成○年○月頃には、要旨、手を握られそうになっても何とか避けられるようになっていたなど、次第にHとの関係に距離を置くことができるようになったと述べており、Hも、平成○年○月頃には前記のような関係は終わりにしなければと思い始めていたとしていることから、両名の関係は希薄化しつつあったと判断できる。

この点、請求人は、平成○年○月から同年○月までの間においても、Hから①思いを伝えるメールの送信があった、②別れたくないと繰り返言われた、③職場で身体に触られた、④プライベートな親密な交際を続けたい趣旨の発言があったと主張している。

一方、これらの主張に対して、Hは否定ないし不知であるとしており、これらの言動のすべてにおいて事実であるか否かは不明であると言わざるを得ない。当審査会としては、仮に請求人主張のような言動がHから繰り返されていたとしても、上記のと通りの長期間かつ多数回にわたる私的な男女関係の延長線上にあると判断すべきものであり、仮に請求人は関係を打ち切りたく、一方Hは関係継続を望んでいたとしても、もはや職場における出来事であるとみなすことはできず、ましてはセクハラであるとは判断できないものである。

- (イ) (ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた。

請求人は、Hによる誘いを断ることにより、職場で無視をされた、異動の打診をされたとし、これは認定基準の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた。」に当たると主張する。Hは異動の打診をした時期について、平成○年○月か○月頃であったと述べており、同申述が正しいものであれば、発病6か月以前のこととなるが、仮に請求人主張のとおり異動の打診が平成○年○月頃であったとしても、異動に係る請求人の不利益は具体的なものではなく、また実際には異動は行われなかったものであり、業務による心理的負荷をもたらす出来事として捉えられるものではない。さらに、職場内で無視をされたという主張についても、これを裏付ける同僚等の申述はなく、出来事とは評価できないものである。

- (ウ) 退職を強要された

請求人は、平成○年○月○日にHから「会社をやめるんですか」とのメールを送信されたことについて、退職を強要されたものである旨主張するが、同文面から退職を強要するとの意図を読み込めるものではなく、また請求人とHとのそれまでの関係を勘案すると、同メールが請求人をやめさせる意図であったとは考えにくいものであり、業務による心理的負荷をもたらす出来事としては捉えられない。

(4) 出勤簿記載の出勤時間と退勤時間から推計した請求人の発病前6か月間の時間外労働時間数は、最高でも月65時間程度であり、恒常的な長時間労働があったと認めることはできない。

(5) なお、業務以外の要因及び個体側の要因は特に評価できるものは見当たらない。

(6) 以上のとおり、請求人が主張する複数の出来事は、請求人とHとの私的な男女関係に関連して生じていると評価すべきものであり、その全体を一つの出来事として総合評価しても、およそ「強」には至らないものである。

3 以上のとおりであるので、当審査会は請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。